

○災害発生時の交通規制計画の制定について（通達）

〔令和5年12月19日交規甲達第46号、
備甲達第123号
石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号1 平成25年2月1日付け交規甲達第3号ほか「災害発生時の交通規制計画の制定について（通達）」

対号2 平成30年12月19日付け交規丙達第36号「通達の保存期間の延長について（通達）」

大規模災害発生直後における災害応急対策等を迅速に行うため、緊急交通路の指定予定路線等について、別添のとおり「災害発生時の交通規制計画」を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

災害発生時の交通規制計画

令和5年12月
石川県警察

目 次

1	趣旨	1
2	緊急交通路指定予定路線等の選定について	1
3	広域交通規制計画について	1
表 1	緊急交通路指定予定路線	2
表 2	緊急点検箇所	4
表 3	交通検問所	11
表 4	広域交通規制計画	50

交通規制計画

1 趣旨

災害発生時に、災害応急対策等が的確かつ円滑に行う緊急の必要があると認められる場合において、緊急交通路の指定を迅速に実施するため、本交通規制計画を定める。

2 緊急交通路指定予定路線等の選定について

(1) 緊急交通路指定予定路線

緊急交通路指定予定路線として、

- ・ 幅員が広い主要幹線道路であること
- ・ 被災により通行が困難となるおそれのある区域内の道路を避けること
- ・ 通過交通の排除など実効性が担保できること

を条件とし、具体的には、

- ・ 高速自動車国道、自動車専用道路
- ・ 高速自動車国道と接続する主要幹線道路
- ・ 石川県地域防災計画に定める緊急輸送道路

などから交通規制の実効性が担保できる路線を選定した。

緊急交通路指定予定路線については、表1のとおりである。

(2) 緊急点検箇所

災害発生後、緊急交通路の指定予定路線において橋梁、トンネル、崖等について、通行の支障の有無について優先的に点検を行うため必要性の高い箇所を事前に緊急点検箇所として選定した。

緊急点検箇所については、表2のとおりである。

(3) 交通検問所

緊急交通路を指定した場合の交通規制のため、インターチェンジ等の要衝を交通検問所として選定した。

高速自動車国道や自動車専用道路におけるインターチェンジ等では、緊急通行車両の標章及び確認証明書を確認・交付する場所を「選別・交付」、確認・交付を行わない場所を「閉鎖」に区分した。

なお、実際の運用にあたっては、「選別・交付」に区分されていても、閉鎖する場合や標章及び確認証明書の交付を行わない場合がある。

交通検問所については、表3のとおりである。

3 広域交通規制計画について

隣接県が被災した場合について、福井、富山、岐阜県警察と協議し、その内容は、表4「広域交通規制計画」のとおりである。

なお、実際の運用にあたっては、管区警察局及び被災県警察と協議する。

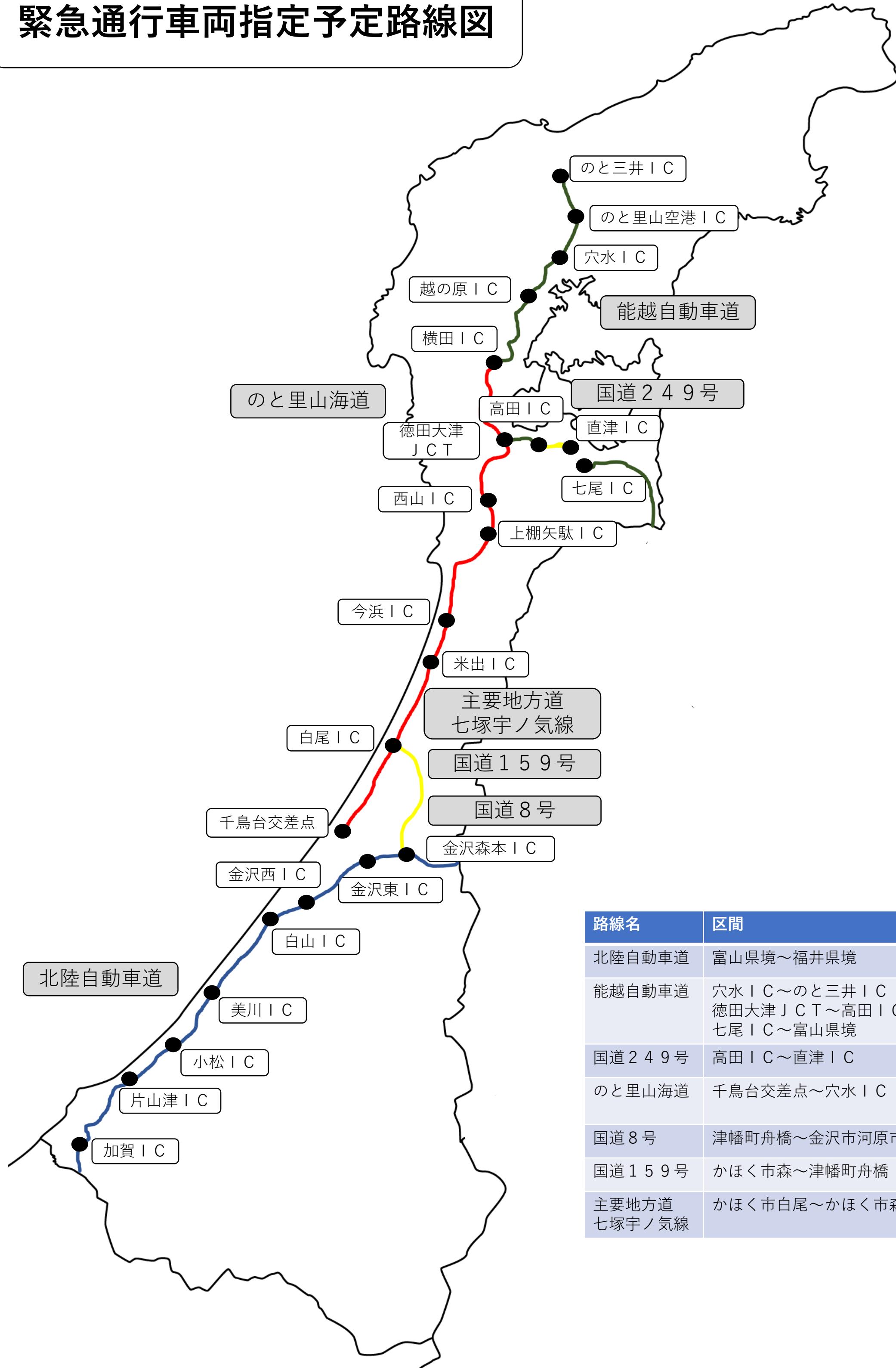
(表2～4は省略)

表 1 緊急交通路指定予定路線

緊急交通路指定予定路線

路線名	区間
北陸自動車道	富山県境～福井県境
能越自動車道	穴水 I C～のと三井 I C 徳田大津 J C T～高田 I C 七尾 I C～富山県境
国道 249号	高田 I C～直津 I C
のと里山海道	千鳥台交差点～穴水 I C
国道 8号	津幡町舟橋～金沢市河原市町
国道 159号	かほく市森～津幡町舟橋
主要地方道七塚宇ノ気線	かほく市白尾～かほく市森

緊急通行車両指定予定路線図



路線名	区間
北陸自動車道	富山県境～福井県境
能越自動車道	穴水 IC～のと三井 IC 徳田大津 JCT～高田 IC 七尾 IC～富山県境
国道 249 号	高田 IC～直津 IC
のと里山海道	千鳥台交差点～穴水 IC
国道 8 号	津幡町舟橋～金沢市河原市町
国道 159 号	かほく市森～津幡町舟橋
主要地方道 七塚宇ノ気線	かほく市白尾～かほく市森